

## 別記第一号様式

検査結果表  
(換気設備)

当該検査に 関与し た検 査者	氏名		検査者番号	
	代表となる検査者			
	その他の検査者			

番号	検査項目等	検査結果		担当 検査 者番 号
		指摘 なし	要是正 既存 不適 格	
<b>1. 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)</b>				
(1)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況		
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況		
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置		
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況		
(5)		風道の取付けの状況		
(6)		風道の材質		
(7)		給気機又は排気機の設置の状況		
(8)		換気扇による換気の状況		
(9)		各居室の換気量		
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(11)	中央管理方式の空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況		
(12)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況		
(13)		空気調和設備の運転の状況		
(14)		空気ろ過器の点検口		
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離		
(16)	空気調和設備の性能	各居室の温度		
(17)		各居室の相対湿度		
(18)		各居室の浮遊粉じん量		
(19)		各居室の一酸化炭素含有率		
(20)		各居室の二酸化炭素含有率		
(21)		各居室の気流		
<b>2. 換気設備を設けるべき調理室等</b>				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質		
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況		
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ		
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置		
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況		
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況		
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離		
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況		
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)		
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況		
(11)		換気扇による換気の状況		
(12)		給気機又は排気機の設置の状況		
(13)		機械換気設備の換気量		

番号	検査項目等	検査結果		担当 検査者 番号
		要是正	既存 不適格	
		指摘なし		

### 3. 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室

(1)	防火 ダン パー 等 (外壁 の開口 部で延 焼の恐 れのあ る部分 に設け るもの を除く)	防火ダンパーの設置の状況			
(2)		防火ダンパーの取付けの状況			
(3)		防火ダンパーの作動の状況			
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ			
(7)		防火区画の貫通措置の状況			
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況			

#### 4. 上記以外の検査項目等


特記事項

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
  - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
  - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
  - ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
  - ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
  - ⑥ 「検査結果」欄は、別表第1（ろ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
  - ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1（ろ）欄に掲げる検査項目について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
  - ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
  - ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
  - ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
  - ⑪ 1 (9) 「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。
  - ⑫ 2 (13) 「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
  - ⑬ 4 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除してかまいません。
  - ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的な内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的な内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的な内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は、「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
  - ⑮ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。